

2017年6月通常会議 議案と請願に対する討論

2017年6月30日

林 まり

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第77号](#) 大津市勤労福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第80号](#) 大津市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

の委員長報告に対する反対討論、

[議案第67号](#) 平成29年度大津市一般会計補正予算(第1号)について

[議案第68号](#) 平成29年度大津市堅田駅西口土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について

[議案第69号](#) 大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会条例の制定について

の委員長報告に対する賛成討論、

及び

[請願第3号](#) 高浜原発3号機および4号機の稼働をやめるよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

[請願第4号](#) 沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画を中止するよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

[請願第5号](#) 就学援助の入学準備金3月支給を求める請願

についての委員長報告に対する反対討論を行います。

まず、議案第77号についてです。

本議案の条例制定は、施設使用料設定基準に基づき、大津市勤労福祉センターの利用料金の上限を改めるものです。

勤労福祉センターは、勤労者の福祉の増進及び文化教養向上を目的とした施設です。より多くの勤労者とその家族が気軽に利用できてこそ施設の目的が果たせるものです。しかし今回の一部改正は利用料金を値上げするものであり、利用の促進、勤労者の福祉及び文化教養の向上をさまたげることになるかと考えるもので、本議案に反対します。

次に議案第80号についてです。

本議案の条例制定は、大津市富士見市民温水プールの移転新築に伴い、移転新築後の位置等を定めるとともに、プール使用料を大津市富士見温水プールの指定管理者に徴収することを行わせるものです。現在の市民プールの指定管理では、利用料も事業者の運営費となる契約ですが、今回の改定では、使用料としてPFI事業者の運営費とはされず、プール利用者の増減が運営に影響を与えなくなることから、事業者のリスクが減るという仕組みにするものです。

15年にわたるプールの管理運営が安全に行えるのかといった市民の不安に加え、さらに、市民の払う料金が一部の区分で値上げとなります。市の条例に沿って徴収するものではありませんが、市民

に負担を押し付けるものとなります。

大津市市民プール条例の第1条には、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供するとともに健康の保持増進を図るため、市民プールを設置するとされています。よって、市民プール設置目的に照らせば逆行することになると考え、本議案に反対します。

次に議案第67号についてです。

本補正予算には、民間保育施設への保育士確保のための支援策としての助成や看護師の配置支援の充実、国の都市基盤整備関連補助金約5億円が見込まれることによる道路新設改良や中心市街地整備、生活道路の整備など市民要望に応える費用が盛り込まれたことは歓迎するものです。

また本年度も市は「待機児童ゼロ」となったと言いましたが、実際には未だ希望する保育施設に入所できない待機児童が112名存在するという実態があり、施設の整備が喫緊の課題であります。本補正予算にも計画に基づく民間保育所整備を前倒しして行う予算が計上されており、保育士の確保と併せて推進にご努力いただくことは重要であると考えます。

しかしながら施設整備のさらなる推進策の一つに挙げられている企業主導型保育事業所の開設支援制度の創設について危惧するものです。企業主導型保育事業の運営・設置基準は、原則、小規模保育事業と同様で定員が20名以上の場合、保育士資格者は配置基準の2分の1に緩和され、保育料や開所日・開所時間は事業者の裁量に任されています。また、認可外保育施設扱いのため日本スポーツ振興センター法に規定する災害共済給付の適用外になっている問題など、子どもたちの健全な成長と発達への影響も大変心配されます。

企業主導型保育事業は市町村が関与できず、国が直接認可することとなっており、具体的な実務は公益財団法人児童育成会に委託して実施されます。認可外施設であることから都道府県への届け出義務が課され、都道府県の監査によるチェックが行われることとなりますが、保育施設が増加するもとの、監督・監査が行き届くのか懸念されます。

これは子どもたちの成長や命にかかわる問題です。保育の質を担保するために、市としても公設の推進や積極的に施設の設置・運営にかかわるとともに、保育施設の整備は原則認可施設とするなど、保育を必要とする児童の保育に責任を持つ姿勢を堅持することを指摘して賛成討論とします。

次に議案第68号についてです。

本補正予算は、国の都市基盤整備関連補助金の交付が見込まれたことから、JR堅田駅西口広場や駅前広場の整備を進めるものです。事業完了年度を一年延期して鋭意ご努力いただいておりますが、残る移転補償契約の締結においては、権利者の状況などに配慮し寄り添う交渉を行うことを求めて賛成討論とします。

次に議案第69号についてです。

本議案は大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会を設置するものです。

委員会は大学教授、医師、弁護士（2名）、保育関係者の5名の委員で構成するとしています。原因究明を行い、再発防止策を検討しようとするれば、現場の日常的な状況を把握している保育士の専門性は大切な視点であり、弁護士2名よりも保育関係者2名の方がより効果的な原因究明と再発防止策の議論が行えると考えます。

検証されるにあたっては検証委員会のメンバーだけでなく、十分、現場の声を反映し、その改善策が確実に実行できるよう予算計上も行っていただくよう求めて賛成します。

次に請願第 3 号についてです。

本請願は、高浜原発 3 号機および 4 号機の稼働をやめるよう求める旨の意見書の提出を求めるものです。

関西電力は、大津地裁の仮処分決定によって運転が止められていた高浜原発 4 号機・3 号機を次々再稼働させました。福井県のこの一帯は、15 基もの原発が集中して立地しており、世界でも有数の“原発過密地域”です。運転開始から 40 年を超える老朽原発 3 基も審査が終了していますが、複数の原発が同時に事故を起こす事態などは審査の対象外です。動かせば増え続ける使用済み核燃料の貯蔵プールも満杯に近づき、その後の見通しは立っていません。高浜原発はウラン・プルトニウム混合化合物(MOX)燃料も使いますが、使用済みMOX燃料の処理・処分については計画さえない状態です。原発事故が起きた場合の避難計画も自治体任せで、その実効性を第三者が検証する仕組みになっておらず、住民の安全は二の次です

今回、再稼働した高浜原発は若狭湾に面しています。若狭湾は、東日本大震災で大きな被害があった三陸海岸と同じリアス式海岸で津波に見舞われた歴史もあります。20 日には大分県で震度 5 の地震が、25 日朝には長野県で震度 5 強が観測され、いまや日本中のどこでも、いつ地震が起こっても不思議ではありません。

また、政府は、弾道ミサイル落下時の行動等について、新聞広告やテレビコマーシャルを通じ繰り返し避難を呼びかけて危機感をあおっていますが、仮に攻撃された場合、最大の標的となる原発を動かすことこそ極めて危険ではありませんか。

6 年前の福島原発事故がなかったかのように、次々と再稼働を進めていくことは、到底市民の納得がいくものではありません。今、どんな世論調査でも再稼働反対は 5 割を超え、原発再稼働反対は揺るがない国民の世論となっています。

越市長も高浜原発の再稼働について「原発の安全性について十分に検証されているか多くの市民が不安に思っている状況での再稼働は許されない」とし、30 キロ圏外の自治体を含めた避難体制が確立されていないことをあげて、「原発が次々と再稼働されることに反対する」と表明しています。

このように市民の命と生活を守る立場からも、大津市議会が国に対して高浜原発 3 号機および 4 号機の稼働をやめるよう求める旨の意見書を提出する意義は大きいと考えます。本請願の趣旨に賛成し、本請願を不採択とした委員長報告に反対するもので、議員各位の賛同を求めます。

次に請願第 4 号についてです。

本請願は、沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画を中止するよう求める旨の意見書の提出を求めるものです。

今月 23 日沖縄は 72 年目の「慰霊の日」を迎えました。その平和宣言において、翁長沖縄県知事は、復帰すれば基地負担も本土並みになるという 45 年前の期待とは裏腹に、米軍基地から派生する事件・事故、騒音・環境問題などに苦しみ、悩まされ続けていることや、日米地位協定の抜本的な見直しや米軍基地の整理縮小などによる、沖縄の過重な基地負担の軽減を強く求め続けていることなどを、訴えました。

戦後 72 年を経た今日においてもなお、国土面積の 0.6%に過ぎない島に米軍専用施設面積の

70.4%が集中したままの沖縄や、南西諸島の奄美大島や宮古島、石垣島などに、自衛隊の配備計画が進められています。

防衛省が実施している住民説明会では、防衛省が駐屯地の安全性や地元への配慮を強調する一方で、住民からは陸上自衛隊配備によるリスクの説明が不十分だとの批判が相次いでいます。また、部隊の配備先とされる地域は、安全保障上のリスクだけでなく、観光や農産品のイメージに与える悪影響を懸念する声もあります。

地域の政治は、その地域の主権者である住民の意思に基づいて行われるべきであり、一部の自治体と住民が負担を強いられるものではありません。日本の防衛上、必要であるとの意見もありますが、沖縄・南西諸島への自衛隊配備を増強することは、軍事対軍事の緊張を悪化させるとともに、基地の集中によって狙いやすい標的になるということです。

憲法 9 条を持つ、被爆国日本のとるべき道は、国際社会と協調し、外交交渉による解決を働きかけるべきであると考えます。

本請願の沖縄・南西諸島への自衛隊配備計画を中止するよう求める旨の意見書を提出することは、地方自治、また日本の平和と安全のために意義のあることだと考えます。本請願の趣旨に賛成し、本請願を不採択とした委員長報告に反対するもので、議員各位の賛同を求めます。

次に請願第 5 号についてです。

本請願は、就学援助の入学準備金 3 月支給を求めるものです。憲法第 26 条は、「教育を受ける権利」、「保護する子どもに教育を受けさせる義務」、「義務教育の無償」を定めています。義務教育の無償は、公立小中学校における授業料の不徴収との法解釈がありますが、授業を受けるためには、そもそも学校に通うための費用、教科書・学用品費・給食費などを必要とします。すべての児童生徒が安心して授業を受けるための条件を整備することが大切であることから、広く解釈する必要があると考えるものです。

日本は先進国のなかでも圧倒的な「教育支援後進国」です。経済協力開発機構 (OECD) 加盟国において、約半分の国では大学授業料まで無償化されていますが、日本は GDP に占める教育の公的支出の割合が最低の水準です。

教育基本法第 3 条は「教育の機会均等」を規定し、学校教育法第 19 条において、「就学援助制度」として具体化されていますが、認定方法を市町村の裁量に委ね、居住する市町村によって制度の対象となるか、ならないかの差異が生じる事態となっています。

今会議の一般質問や請願の審査において、教育委員会からも本請願の重要性についての認識が示されており、義務教育の無償が授業料と教科書の無償にとどまっている現在、入学準備金を入学前の 3 月に支給できるよう、議会として予算の裏打ちなど保障するためにも本請願を採択すべきであり、不採択とした委員長報告に反対するものです。議員各位の賛同を求めます。

以上、討論を終わります。